平成２８年（フ）第２４０号
宮崎市大字浮田423番地５
債務者　市原　弘子
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２４２号
宮崎市大字新名爪244番地１　フェニックスコーポ103号、前住所宮崎市大字新名爪121番地６　サン・チェリー102号
債務者　日高　正淳
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２４６号
宮崎市阿波岐原町鳥居原2117番地６　市営住宅179棟23号、前住所宮崎市阿波岐原町鳥居原2164番地２
債務者　年増千鶴子（旧姓甲斐）
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２５７号
鹿児島県鹿児島市西伊敷６丁目25番２号（板敷ハイツ20Ａ号）
債務者　内山　雄作
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２５８号
鹿児島県鹿児島市中山町856番地（サンライズＫⅢ　203号）
債務者　小野　浩一
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２６３号
鹿児島県鹿児島市紫原２丁目46番33号（コーポマキ203号）
債務者　鼎　　秀幸
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第６３号
鹿児島県霧島市国分向花155－３　リバーコート103号、住民票上の住所鹿児島県曽於郡大崎町菱田3468番地
債務者　上村　正和
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第６４号
鹿児島県姶良市西姶良１丁目38番H201号
債務者　武元　一貴
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第６９号
鹿児島県霧島市国分松木町22番16号　サンフォレスト松木203
債務者　二宮　耕成
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第７０号
鹿児島県霧島市国分松木町22番16号　サンフォレスト松木203
債務者　二宮　美鈴（旧姓高坂）
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第５１号
長野県飯田市正永町１丁目1218番地90
債務者　吉田　弘子
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第５８号
長野県飯田市大瀬木1307番地４
債務者　福澤雪月香
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第６０号
長野県飯田市上郷飯沼3157番地10
債務者　柳田　五人
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第７７７号
京都市右京区梅津畚原町18番地７　レオパレス21　アルモニ１番館106号
債務者　嶋田　里美（旧姓櫻井・熊崎・大川）
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７９１号
京都府宇治市小倉町春日森27番地の４　ヴィラケンシン301号、前住所京都府城陽市寺田東ノ口17番地の29
債務者　米田　京子
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３６２号
兵庫県西宮市若草町２丁目９番20―305号
債務者　**廣**川　澄子（旧姓武内）
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係